

事務連絡  
令和4年1月27日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
電気通信室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、  
出勤者数の削減、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年1月25日の第85回新型コロナウイルス感染症対策本部において、1月27日から2月20日までを期間として北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、広島県、山口県及び沖縄県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間が2月20日まで延長されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添について周知の依頼がありました。

また、第39回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部で発出された大臣指示に基づき、現在鉄道駅・空港ターミナル等旅客取扱施設において、混雑した場所への外出や不要不急の都道府県間の移動を極力控えるなど、感染拡大防止に係る呼びかけを実施しているところですが、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加にともない、別添のとおり実施対象地域を一部変更することが必要となりました。

つきましては、貴会におかれては、貴会会員企業等に対し、別添について周知・呼びかけ等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について  
(令和4年1月25日付大臣官房危機管理官事務連絡)